

令和7年度 羽曳野市社会福祉法人等指導監査 実施方針

1 目的

(1) 法人監査

法人監査は、社会福祉法第56条第1項の規定に基づき、法人の自主性及び自律性を尊重し、法令又は通知等に定められた法人として遵守すべき事項について運営実態の確認を行うことによって、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図るものとする。

(2) 施設監査

施設監査は、施設種別ごとに定められた個別法や指導監査実施要綱等に基づき指導監査を実施して、適正な事業運営及び施設運営の確保を図るものとする。

2 一般監査の実施法人選定

(1) 法人監査

前回実施の指導監査から今期までの間で、長期間指導監査未実施法人を優先して実施する。

(2) 施設監査

過去の指導監査結果等を踏まえ、老人福祉施設指導監査指針別紙「確認項目及び確認文書」等について確認を要する施設から優先して実施する。

3 監査実施期間

おおむね令和7年8月中旬から令和7年12月中旬の間で実施する。

4 監査実施の流れ

監査実施の概ね1月前に対象法人にその旨通知し、事前に資料の提出を求める。

提出された資料を審査し、監査当日は審査において生じた疑問等についてのヒアリング・資料の原本の確認・施設又は設備や利用者等のサービス利用状況の確認等を行う。

監査後概ね2週間を目途に監査結果及び指摘事項に係る指導を通知し、改善状況報告の提出を求め、改善が認められた場合に監査の終了を通知する。

5 監査体制

監査の種類ごとに、下記の体制で実施する。

指導監査の充実を図るため、会計の専門家である公認会計士の資格を有する監査員を同行させる。

- (1) 法人監査・・・おおむね2人
- (2) 施設監査・・・おおむね4人
- (3) 法人・施設同時監査・・・おおむね5人

6 関係機関との連携による指導監査

大阪府と共管する法人又は施設については、平素から緊密な情報交換を図るなど、連携を強化し、同時指導監査（並行監査）の実施に努めることとする。

7 指導監査の結果及び改善状況の報告

(1) 法人監査

「指導監査ガイドライン」に定められた「指摘基準」に応じ、社会福祉法人指導監査実施要綱「5 指導監査の結果及び改善状況の報告」に定める文書指摘等の指導を行う。

(2) 施設監査

- (ア) 監査の結果、違反が認められる事項については、原則として、改善のための必要な措置をとるべき旨を文書により指導する。
- (イ) 改善措置の具体的な内容について、期限を付して報告をさせ、必要と認める場合には、改善状況の確認のため、実地において調査を行う。
- (ウ) 違反の程度が軽微である場合又は違反について文書による指導を行わずとも改善が見込まれる場合は、口頭により指導する。
- (エ) 法令又は通知等の違反が認められない場合で、施設運営に資するものと考えられる事項についての助言を行う。

8 特別監査

運営等に重大な問題を有する法人・施設を対象に随時実施する。

また、指導しているにもかかわらず、正当な理由もなく改善しない法人・施設に対して実施する。